

独立社外役員の独立性判断基準

アストマックス株式会社(以下、「当社」という。)は、東京証券取引所の定めるコーポレートガバナンス・コード原則4-9(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)の要請に従い、当社の社外取締役及び社外監査役(以下、総称して「社外役員」という。)の独立性を判断する基準(以下、「判断基準」という。)を以下のとおり定める。

1. 当社の社外役員が独立性を有する社外役員(以下、「独立役員」という。)であると判断するためには、当該社外役員が以下のいずれにも該当しないことを要件とする。
 - (1) 当社グループ(当社、当社の子会社及び関連会社を総称し「当社グループ」という。以下、同じ。)の主要な取引先もしくは当社グループを主要な取引先とする者で、次のアからウに掲げる者(その親会社もしくはその重要な子会社を含む。)またはその業務執行取締役等
 - ア. 直近の事業年度における連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けている者
 - イ. 当社グループに対して、直近の事業年度における当社連結業務粗利益の2%以上の支払いを行っている者
 - ウ. 当社グループが、借入を行っている金融機関であって、直近の事業年度における当社グループの借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える者
 - (2) 当社グループから、役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
 - (3) 当社の親会社の業務執行取締役等または業務執行取締役等でない取締役
 - (4) 当社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として選任する場合に限る)
 - (5) 当社の兄弟会社の業務執行取締役等
 - (6) 過去1年間において、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者
 - (7) 当社の会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。)(社外監査役を独立役員として選任する場合に限る。)
 - (8) 当社の子会社の業務執行取締役等
 - (9) 当社の子会社の業務執行取締役等でない取締役または会計参与
 - (10) 過去1年間において、上記(7)から(9)のいずれかに該当する者
 - (11) 上記(1)から(10)のいずれかに該当する者(重要な地位にある者に限る)ⁱの配偶者または二親等以内の親族

2. 独立役員として選任しようとする社外役員が、以下のいずれかに該当する場合であっても、独立役員にふさわしいと当社が判断する者にあつては、その理由を株主に説明することを条件に、独立役員として選任することができるものとする。

- (1) 過去 15 年間に於いて、当社グループの業務執行取締役等であつた者
- (2) 過去 15 年間に於いて、当社グループの業務執行取締役等でない取締役であつた者または会計参与であつた者(社外監査役を独立役員として選任する場合に限る)
- (3) 過去3年間に於いて、1.(1)から(5)のいずれかに該当する者
- (4) 当社の主要株主(直近の事業年度末に於いて、自己または他人の名義をもって 10%以上の議決権を保有する者)またはその業務執行取締役等
- (5) 当社グループの取引先又はその出身者(1.(1)に該当する主要な取引先を除く)
- (6) 当社グループの業務執行取締役等を役員に選任している会社の業務執行取締役等
- (7) 当社グループから、年間 1,000 万円を超える寄付等を受けている法人・団体等の理事その他の業務執行取締役等
- (8) 上記(1)から(4)のいずれかに該当する者(重要な地位にある者に限る)の配偶者または二親等以内の親族
- (9) その他、当社の一般株主全体との間で上記(1)から(8)に於いて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

ⁱ 重要な地位にある者とは、業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに、会計専門家にあつては監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律専門家にあつては法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人及び組合等の団体に所属する者にあつては、当該法人及び団体に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断されるものをいう。